

「効果的な人権啓発手法について」

— 答 申 —

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会

令和6（2024）年8月

令和6年8月21日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会
会長 石渡和実

効果的な人権啓発手法について（答申）

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会は、令和4年9月5日に、市長から「効果的な人権啓発手法について」の諮問を受け、審議を重ねてきました。

この度、効果的な人権啓発手法についての審議結果をとりまとめましたので、次のとおり答申します。

目 次

「効果的な人権啓発手法について」(答申)

1	はじめに	1
2	審議の経過	2
3	答 申	2
4	おわりに	8
5	別紙1	9
6	別紙2	10

答申(参考資料)

1	諮問書	14
2	第2期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 審議経過	15
3	第2期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会委員名簿	19
4	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例 (令和元年川崎市条例第35号)	20

1 はじめに

川崎市では、全ての市民が不当な差別を受けることのないよう、人権全般を見据えた幅広い条例の検討が進められ、令和元（2019）年12月に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。現在は、この条例に基づき全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しています。

令和4（2022）年3月には「川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』」を策定し、行政だけでなく市民及び事業者が、人権の問題について積極的に関わり、人権に関する意識をお互いに高め合うことで、人権が尊重される社会につなげていくことを基本目標の一つとして掲げています。

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、川崎市が人権課題に対する正しい知識などの普及活動に努め、また、市民や事業者が人権の意義や価値についての理解を深めるための学習・研修の場を提供するとともに、市民や事業者の主体的な普及活動を支援する必要があります。

令和2年度に実施した「人権に関する市民意識調査」では、「基本的人権は侵すことができない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか」の問いに対して「知っている」が88.0%となったものの、「川崎市では、一人ひとりの人権が尊重されていると感じますか」の問いに対して「どちらともいえない」が37.6%と最も多く、次いで「そう思う」が28.8%、「わからない」が22.3%などの結果となりました。

この市民意識調査の結果から、川崎市では「人権の尊重」という問いに対して市民が実感を持って答えることが難しい状況が見られることから、令和4（2022）年9月に設置された第2期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「本協議会」という。）に対し、効果的な人権啓発手法についての審議が依頼（諮問）されました。

本協議会は、人権に関する学識経験者、各種関係団体からの推薦による委員及び人権に関心を持つ市民委員により構成されていますが、審議においては必ずしもそれぞれの立場や観点を前提とした持論を展開するだけではなく、啓発に関する一般論や先入観にとらわれずに話し合うことに特に留意してきました。その上で、審議の方向性がある程度見え始めた頃に、広報・啓発についての専門家である参考人（講師）を招聘し本協議会の議論を深めることで、様々な人権啓発の場面において試しうる効果的な手法について答申として取りまとめることができました。

この答申の内容を踏まえ、川崎市が既に取り組んでいる啓発については引き続き行いつつ、その時々や社会や市民の置かれた状況に応じ答申で提案した新たな啓発を適宜選択したうえで実施し、その成果について検証することにより、効果的な人権啓発を実現していくことを期待します。

2 審議の経過

本協議会は、令和4年（2022）年9月5日に第1回目の会議を開催し、正副会長の選出を行いました。

また同日、市長から本協議会に対して「効果的な人権啓発手法について」の諮問を受けました。

本協議会では、第1回の会議から令和6年（2024）年6月24日開催の第10回の会議までの間、慎重に審議を重ね、その結果を踏まえ答申をとりまとめました。

（※審議経過の詳細は巻末の参考資料を参照）

3 答申～効果的な人権啓発手法について～

（1）基本的な考え方

ア 従来の人権課題と新たな人権課題

これまで、子ども、女性、高齢者、外国人、障害の有無による差別や、ハンセン病等の病気を起因とする差別等がありました。

また、近年では、社会のグローバル化やデジタル化がより一層進展する中で、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、LGBT等の性的マイノリティの人々の人権問題、障害者でありかつ女性である場合などに生じる複合的な差別などが、問題となっています。

そのほかにも、新型コロナウイルス感染症の影響により医療従事者等に対する必要なサービスの提供拒否などの事例が全国で起こり、感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり非難したりする差別や偏見など、ハンセン病を起因とする差別と同様の差別が生じ、従来の啓発が功を奏していない状況も発生しました。

イ 答申の方向性

引き続き各人権施策の課題の解決に向けて取り組みつつ、新たな人権課題に対応し様々な市民の人権を尊重する取組を推進するためには、人権課題に対する正しい知識などの普及活動に努め、また、市民や事業者が人権の意義や価値についての理解を深めるための学習・研修の場を提供するとともに、市民や事業者の主体的な普及活動を支援することが一層重要となってきました。

本協議会は答申の方向性を定めるに当たり、とりわけ啓発を行うことの重要度が増してきている現状を踏まえ、特定の人権課題の解決に向けた啓発手法を深掘りして提示するのではなく、各人権施策の課題に幅広く対応し、かつ、今後の社会情勢の変化や新たな事象に柔軟に対応できる手法を提示することが、川崎市の人権施策の展開において実用的であり、より効果的な啓発につながるものと考えました。

(2) 啓発手法について

本協議会は審議の出発点として、川崎市が取り組んでいる人権啓発事業、川崎市の広報番組、市内企業の広報事例等の川崎市を取り巻く啓発関係の事例検討を行うとともに、デジタルサイネージ*1の活用やナッジ（詳細は下記（8）ウ ナッジ参照）等の比較的新しい啓発手法について検討しました。

そして、各委員が積極的かつ闊達に議論し様々な角度からの忌憚のない意見を出し合い審議を積み重ねていく中で、各委員からの意見は、ある程度分類して整理することができることが分かってきました。

具体的には、啓発手法を考える上で、「対象者（誰に）」「テーマ（何を）」「時期（いつ）」「場所・場面（どこで）」「方法（どのように）」「市民に期待する効果」の6つの「要素」が重要であることが分かりました。そして、それぞれの「要素」ごとに具体例（例えば、「対象者（誰に）」の具体例は「無関心層」「居住歴の浅い市民」等）を挙げ、啓発対象の人権課題に合わせて6つの「要素」を様々に組み合わせることにより、より効果的な啓発手法を見出すことができるのではないかと議論しました。（詳細は下記（6）一般的な啓発手法参照）

*1 屋外・公共空間など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使用して情報を発信するメディアの総称

(3) 参考人を交えての審議

本協議会は人権に関する学識経験者、各種関係団体からの推薦による委員及び人権に関心を持つ市民委員により構成されており、各委員は必ずしも広報・啓発に関する専門的な知見等を有するものではないことから、広報・啓発についての専門家である参考人（講師）を招聘しアドバイスしていただくことにより、本協議会の議論を深め効果的な啓発についての答申作成の練度を高めることができると考えました。

そこで、東京都杉並区役所広報専門監である谷浩明氏をお招きし、本協議会の審議に加わってもらい意見を出し合いました。

参考人を交えての審議の結果、それまで委員から出された様々な意見の分類・整理が進み、その後の審議の道筋が見えるようになるると同時に、奇しくも参考人の考える効果的な広報・啓発と、それまで本協議会で審議してきた効果的な啓発とが概ね同じ方向性であることが確認できました。

(4) 効果的な啓発を行うための視点

上記（3）参考人を交えての審議を踏まえ、本協議会としての効果的な啓発を行うための大切な視点について分類・整理したものを次に掲げます。このことにより啓発に対する目的や手法に対する理解度が深まるほか、事業の目的・目標がより明確になると考えます。

ア 情報を受け取る市民（受け手中心の）目線を持つ

行政及びその職員にとっては、自分が携わっている業務について啓発することになると、自分の専門分野であるため、自ずと啓発内容に対する思いも強くな

ります。すると、情報の発信の方法が一方的になりやすく、情報を受け取る側である市民の目線が抜け落ちることがあります。そのため、常に市民の目線に立って、どのような情報発信方法を探れば良いかを考え、市民にとって啓発内容が自分に関係があるかもしれないと思えるように啓発を行う必要があります。

イ ターゲットを絞る

ターゲットが曖昧なままで啓発を行うと、漫然とした内容となり情報の伝わり方も曖昧になることから、ターゲットを明確に絞る必要があります。ターゲットを絞ることにより、啓発の対象となるべき相手が見えてきます。相手が見えてくれば、その生活シーンや行動等を思い浮かべることができるようになります。そうすれば、対象者に対してどのように寄り添って啓発を行えばよいかが見えてくることとなります。

ウ 具体的なゴール・目指すべき姿を持って啓発を行う

啓発したあとのゴール・目指すべき姿を持たないままに啓発を行うと、啓発の対象者は漠然としたビジョンしかイメージすることができず、せつかくの啓発も効果を発揮することができません。啓発する際に市民にどのような行動をしてほしいのか、ターゲットの行動変容は何かを強く意識して啓発を行うことが大切です。

エ 市民にとってのメリット（ベネフィット）を明確化する

市民が啓発内容を知ることにより得られるメリット（ベネフィット）や、知らないことによるデメリットを明確に意識して啓発することができれば、市民は自分のこととして積極的に情報を獲得するようになり、行動も変わってくるようになります。

オ 心理的ハードルを下げる

人権という分野について何となく抵抗感がある市民に対して、難しそうだというイメージを与えてしまうと、ますます啓発の効果がなくなることになります。そこで、「お手軽」や「お気軽」に情報に接することができる啓発手法を意識しながら行うことが大切です。

(5) 人権啓発における「効果的な」とは

川崎市からの諮問事項は「効果的な人権啓発手法について」となっており、また、その諮問理由には「～略～ 人権尊重のまちづくりを推進していくためには、人権課題に対する正しい知識などの普及活動に努め、また、市民や事業者が人権の意義や価値についての理解を深めるための学習・研修の場を提供するとともに、市民や事業者の主体的な普及活動を支援する必要があることから、効果的な人権啓発手法についてとりまとめていただくため諮問するものです。」との記載があります。

本協議会では、この諮問事項や諮問理由にある人権啓発手法における「効果的な」とは一体どのような状態を指すのかについて複数の委員が疑問を呈したことを受け、議論を深めることにしました。

具体的には、この「効果的な」とは、「即効性のあるもの」や「広範に影響を与

えることができるもの」のほか、「私たちの現代の価値判断の基軸（＝効率性や生産性）では効果的と思われない地道な啓発をすることが究極の効果的である」、「人権に無関心な層をターゲットとすることにより川崎市全体を底上げすること」など、様々な観点からの意見が出されました。

そして、それらを効果的な啓発を行うための視点に基づき分類・整理し、本協議会が「効果的な」と位置付けたものが、次に掲げるものです。

ア 情報を受け取る市民（受け手中心の）目線を持つ

- ・市民が発信者になる機会を作ることで、逆説的に受け手が求めているものを知る
- ・受け手が身近に感じる様々な立場の発信者を用意すること
- ・受け手が行動するきっかけとなること

イ ターゲットを絞る

- ・対象者を絞ってピンポイントで伝えること
- ・場面、対象、置かれた人によって効果が異なることを認識すること
- ・これから未来を担っていく子どもたちを対象とすること
- ・学校教育・身近な人への地道な働きかけ等草の根の活動を継続すること

ウ 具体的なゴール・目指すべき姿を持って啓発を行うこと

- ・受け手が新たな知識を得られること
- ・市の人権に対する姿勢についてマイナスとなるイメージを助長させないこと
（例：他自治体の主催する討論会において差別事象が発生した際に、首長が人権を擁護する発言を行わなかったため、当該自治体の人権に対する姿勢が消極的と捉えられた事例があった。）
- ・無関心層に対する啓発により、川崎市の人権意識を全体的に底上げすること
- ・企業の取組ではカバーしづらい領域を市がカバーしていること
- ・とぎれのない広報手法を提供すること
- ・費用対効果の側面から考えられていること
- ・非効率的だとしても、じっくり地道にやること

エ 市民にとってのメリット（ベネフィット）を明確化する

- ・人権以外に対する動機（企業利益等）だとしても、人権に結びつくものを提示すること
- ・もっと深く知りたいというニーズにつながる手立てを提供すること

オ 心理的ハードルを下げる

- ・人権の学びのハードルを下げる
- ・誰にでも伝わる

（6）一般的な啓発手法の提示

本協議会では、川崎市が効果的な人権啓発を行うためには、様々な手法を組み合わせ、その時々や市民の置かれた状況に応じた啓発を適宜選択したうえで実施し、その成果について検証することにより更なる効果的な手法を模索していくことが重要であると考えました。

今日、市民の情報取得方法は多様化しており、様々な人権課題に対して画一的な手法により啓発を行っていたのでは、効果的な啓発を実現することが難しい場面も出てきているように思います。そこで本協議会では、様々な啓発手法を有機的に連結し、より効果的な手法を川崎市自身が積極的に開拓し、地道にきめ細かく人権啓発を行っていくことが、最終的には最も効果的な結果を導き出すものと考え、今後、川崎市が時宜を得た啓発手法を選択実施できるようにするため、次のような人権啓発手法を提示します。

なお、次に掲げる人権啓発手法の詳細については、別紙1のとおりです。

ア 各「要素」の設定

効果的な人権啓発手法を考える上で、「対象者（誰に）」「テーマ（何を）」「時期（いつ）」「場所・場面（どこで）」「方法（どのように）」「市民に期待する効果」という6つの「要素」を設定します。

イ 各「要素」の具体例の設定

各「要素」の具体例については、その時の状況に応じて適宜追加します。

ウ 各「要素」の具体例の組合せ（掛け算）

上記イで設定した具体例を組み合わせる（掛け算する）。すなわち、「対象者（誰に）」「テーマ（何を）」「時期（いつ）」「場所・場面（どこで）」「方法（どのように）」「市民に期待する効果」といった「要素」の任意の具体例を組み合わせることにより、効果的な人権啓発手法を探っていきます。

なお、具体例を組み合わせる（掛け算する）際には、6つの「要素」を全て使用して組み合わせてもよいし、その一部を組み合わせたり、同じ「要素」の具体例を複数組み合わせるなど人権課題に応じて柔軟に考えることが必要です。

エ 組合せ例

対象者（誰に）	→無関心層
テーマ（何を）	→状況が変われば立場が変わり、誰もが加害者（被害者）になる可能性があること
時期（いつ）	→強化月間
場所・場面（どこで）	→動画、映像
方法（どのように）	→講演、映画等の複合的な活用
市民に期待する効果	→人権問題が他人事ではなく自分の問題でもあることを理解する

(7) 具体的な啓発手法の提示

本協議会では、上記(6)の一般的な人権啓発手法から転じて、いくつかの個別具体的な人権課題に応じた啓発手法についても議論しました。その結果、別紙2に掲げた人権啓発手法の組合せについては効果的な組合せになり得ると考え、ここに提示します。これらのうち、川崎市が取り組んでいるものについては引続き行い、その他については今後活用の可能性を探りつつ、適宜実践していくことを要請します。

(8) 本協議会の中で特に委員の関心が高かった項目の提示

本協議会の審議の中で特に委員の関心が高かった項目として、次のものが挙げられます。人権啓発を行う際には、次の項目も念頭に置いて啓発手法を検討し、実施していくよう要請します。

ア 無関心層

人権に無関心な市民に対して効果的な啓発をすることが大変重要であると考ええる一方、そのような無関心層に対するアプローチは、実際には非常に難しいと考えます。しかし、難しいことをもってそのまま放置するのではなく、無関心層に対する啓発を持続的に行い、少しでも効果が出るように様々な手法を試みる必要があります。

その際、無関心層を一体とみなしてアプローチするのではなく、無関心層といっても様々な人々によって構成されていることを踏まえ、無関心層を細分化し、それぞれの属性等に応じたきめ細やかなアプローチにより、少しずつ啓発内容を浸透させていく必要があります。性急に結果を出そうとするのではなく、時間をかけて、しっかりと対象を見据えて啓発することが大切です。

また、無関心層の人たちも、状況が変われば立場が変わる、自分に跳ね返ってくる可能性があるということが分かれば、自分の問題として認識する可能性があります。そのため、無関心層の心に訴えていく啓発手法を不断に模索していくことを要請します。

イ 市内居住歴が浅い市民

居住歴が浅く、居住自治体の施策や制度をよく知らない人は、その自治体には様々な施策や制度が「ない」と認識しがちです。転入者もしくは居住歴が浅い市民に集中的に広報・啓発することが大切です。

ウ ナッジ

ナッジとは、「そっと後押しする」という意味で、「軽く促す小さな工夫で人の行動をより良い方向に変えることができる」という理論です。この考えを啓発に活かし、例えば人権侵害に無自覚な加害者（例えば、深く考えずに SNS の誹謗中傷投稿に「いいね」を押すような人々など）に対して「ナッジ」を使用した啓発を行うことにより、誹謗中傷投稿に対して安易に共感する投稿をする、引用して投稿する等の行為の前にいったん立ち止まって考えてもらう効果が期待できます。

(9) その他意識調査の結果について

諮問理由の中に、意識調査についての次のような記述があります。

『令和2年度の「人権に関する市民意識調査」では、「基本的な人権は侵すことができない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか」の問いに対して「知っている」が88.0%となったものの、「川崎市では、一人ひとりの人権が尊重されていると感じますか」の問いに対して「どちらともいえない」が37.6%と最も多く、次いで「そう思う」が28.8%、「わからない」が22.3%となるなど、「人権の尊重」という問いに対して、市

民が実感を持って答えることが難しい状況が見られます。』

この「人権に関する市民意識調査」についての記述に対して、本協議会で次に掲げる意見が挙がりました。今後、意識調査の結果について評価・検討する際には、考慮に入れる必要があると考えます。

ア 川崎市民は、むしろ人権に対する意識、関心が高いからこそ、現実を厳しく評価しているとも考えられます。

例えば、ヘイトスピーチやヘイトデモを目の当たりにすることで「人権が守られていない」と評価していることは、人権意識の高い人（その意味で十分に啓発されている人）が厳しく評価していると考えられます。

イ 意識調査で、きちんと人権が守られているかという項目については、川崎は他都市に比べて厳しい結果でしたが、一方で、人権課題への関心という項目については、関心があるテーマが他都市よりも多かったという結果でした。関心があるから、知識があるからこそ、現実は少し見合っていないという感覚が生まれてくると考えられます。

4 おわりに

本協議会は、令和元（2019）年12月に制定された「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、基本計画の策定のほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するための市長の附属機関として設置されました。

第2期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会となる本協議会に対し、市長は「効果的な人権啓発手法について」諮問しました。諮問を受け、本協議会は、委員個々の知見にとらわれない多様な観点から議論を進め、上記3に記載の啓発手法を答申することにより、今後、川崎市の人権啓発がより効果的かつ効率的に行われることを要請するとともに、将来的には川崎市人権施策推進基本計画の基本理念である「市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され不当な差別のないまち かわさき」が実現できるよう、川崎市の取組に期待するものです。

最後に、この答申の取りまとめに当たって、本協議会で御意見をいただいた参考人、本協議会に協力した川崎市行政の各担当部署の方々の皆様方に深く感謝を申し上げます。

各「要素」ごとの具体例

対象者	テーマ	時期	場所・場面	方法	市民に期待する効果
<ul style="list-style-type: none"> ・関心度（無関心、中程度、関心有） ・世代別（子ども、若者、中年、中高年） ・居住歴（長い、短い） ・加害者 ・被害者 ・傍観者 ・市職員 ・属性・場面（例：理解度の高低、家の中・職場） ・性別（女性・男性等） ・学校種別（小学生・中学生等） ・事業所・事業者等 <p>等</p> <p>※次のように、同じ「要素」の具体例を複数組み合わせる方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害者 ・被害者 ・傍観者 <p>×</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代別 ・居住歴 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況が変われば立場が変わり、誰もが加害者（被害者）になる可能性があること（自分事に繋げる） ・他者を認めること ・人権課題（子ども、ジェンダー、障害者、デートDV、LGBT、拉致被害者など） ・救済制度 ・事実 ・体験 ・SOSの出し方（子ども、学校、大人） ・SOSの受け止め方（聞き方等） <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通年 ・強化月間 ・随時 ・転入届出時 ・世論が関心を持つ事態（事件事故等）の発生時 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動画、映像 ・イベント ・テレビ、ラジオ ・SNS ・インターネット（オンデマンド） ・インターネット＋リアル ・ホームページ ・かわさき生活ガイド ・民間情報誌 ・市広報誌 ・川崎市SOSの出し方・受け止め方教育 ・記者会見 ・ハンドブック ・パンフレット ・デジタルサイネージ ・区役所 ・平和館 ・町内会 ・出版物 ・図書館の読み聞かせ ・駅の階段やビジョン等 ・漫画 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講演、映画等を複合的に ・市長のメッセージ ・著名人のメッセージ ・ナッジ ・SDGs等、社会の関心事と合わせて ・発信者を若者や子どもに広げて ・教育プログラムと連携して ・小中学校の親子プログラム ・大学サークル・学生NPOと連携して ・大人の学習プログラム ・人権が企業利益になること。逆に、ないことが、不利益に繋がること ・各世帯のメッセージ ・事実を編集した動画 ・既存の宿題を活用して ・手渡しで <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者（被害者）にならないために知識を得て行動する ・平和・人権がテーマの映画やイベントに行く ・差別に関する小中学生の絵画展などを見に行く ・被害にあっている人を応援する ・ヘイトスピーチを助長しない。周りの人にも偽の情報に惑わされないように助言する ・近所との付き合いをする（顔見知りになる） ・事業者にも、人権の尊重・保護はビジネスの観点からも合理的であることを認識してもらい、実践するきっかけにする ・ヘイトスピーチのネット上の削除の難しさの現状を知る ・行動を変える ・差別的投稿に安易に「いいね」を押さない ・人権意識を高めることは自分（企業）に利益になることを知る ・知ることによって行動する、考える ・人権問題が他人事ではなく自分の問題でもあることを理解できるようになる ・自分の行為が他人を傷つけていることを理解し、自分の意識・考え方・主張の妥当性を検証するきっかけとするようになる ・市の適正な相談窓口で速やかに相談できるようになる ・自分の視野が広がり豊かな人間になる ・自分が当事者になった時に備える気持ち、相手の立場が実感できるようになる ・ロールプレイなどで相手の立場を理解するようになる、自分の意見をはっきり言えるようになる ・近所の共助、学校と地域の連携 ・宿題をする過程で人権について少しでも知れるようになる ・現実に起きている様々な人権課題に興味を持つようになる ・日常の平和、川崎市の平和を考える場所で、情報が詰まっていることを知る ・幼時から大学生まで学習し、成長後、自分たちでプログラムを作成し、多様性を認め合う ・市の人権施策を正しく知れるようになる ・正確な事実又は市の立場を知れるようになる ・子どもが他者に対して思いやりを持ち、また広い視野を持てるようになる <p>等</p>

各「要素」ごとの具体例の組合せ事例

《対象者》	《テーマ》	《時期》	《場所・場面》	《方法》	《市民に期待する効果》
関心度（中・有）	他者を認めること、体験・事実	随時	市広報誌・ホームページ	各世代のメッセージ	自分の視野が広がり豊かな人間になれることを知る
関心度（中・有）	状況が変われば立場が変わること	通年	市広報誌・インターネット	教育プログラム・事実体験講演・映画・書籍等の紹介	人権問題が他人事ではなく自分の問題でもあることを理解できるようになる 自分が当事者になった時に備える気持ち、相手の立場が実感できるようになる
関心度（中程度）	事実	通年	インターネット（オンデマンド）	事実を編集した動画	現実に行き起きている様々な人権課題に興味を持つようになる
関心度（中程度）	事実	通年	インターネット（オンデマンド）	著名人のメッセージ	知ることによって考える
関心度（中程度）又は消極的な加害者	加害者になりうることを（差別的投稿への安易な「いいね」で）	通年又は強化月間	SNS、市広報誌	ナッジ	差別的投稿に安易に「いいね」を押さないようになる
関心度（無・中）	人権課題	通年	インターネット等	メッセージやナッジ	現実に行き起きている様々な人権課題に興味を持つようになる 自分が当事者になった時に備える気持ち
関心度（無関心）	誰もが加害者（被害者）になる可能性があること、事実	強化月間	イベント	講演、映画等の複合的な活用	現実に行き起きている様々な人権課題に興味を持つようになる 人権問題が他人事ではなく自分の問題でもあることを理解できるようになる 平和・人権がテーマの映画やイベントに行く
関心度（無関心）	人権課題別（ジェンダー）	随時	イベント	ナッジ	現実に行き起きている様々な人権課題に興味を持つようになる

各「要素」ごとの具体例の組合せ事例

《対象者》	《テーマ》	《時期》	《場所・場面》	《方法》	《市民に期待する効果》
関心度（無関心）	誰もが加害者（被害者）になる可能性があること	通年	—	著名人のメッセージ	人権問題が他人事ではなく自分の問題でもあることを理解できるようになる
関心度（無関心）	状況が変われば立場が変わること	—	—	著名人を起用して （自分が受けた差別等を語って）	人権問題が他人事ではなく自分の問題でもあることを理解できるようになる
関心度（無関心）	—	—	漫画	—	現実に行き起きている様々な人権課題に興味を持つようになる
世代別（子ども）	他者を認めること	強化月間	—	教育プログラムと連携して	ロールプレイなどで相手の立場を理解するようになる、自分の意見をはっきり言えるようになる
世代別（子ども）	救済制度	強化月間	SNS	発信者を若者や子どもに広げて	近所の共助、学校と地域の連携 市の適正な相談窓口へ速やかに相談できるようになる
世代別（子ども）	人権課題別（子ども）	随時	イベント	教育プログラムと連携して	幼児から大学生まで学習し、成長後、 自分たちでプログラムを作成し、多様性を認め合う
世代別（若者）	救済制度	随時	市広報誌	大学サークル・学生NPO連携	知ることによって行動する
世代別（小中）	—	—	—	既存の宿題を活用して	宿題をする過程で人権について少しでも知るようになる
世代別（小中高）	—	—	漫画	—	相手の立場を理解できる人になる 現実に行き起きている様々な人権課題に興味を持つようになる
被害者	救済制度	通年	インターネット	—	知ることによって行動する

各「要素」ごとの具体例の組合せ事例

《対象者》	《テーマ》	《時期》	《場所・場面》	《方法》	《市民に期待する効果》
加害者	状況が変われば立場が変わること	強化月間	新聞を含めた民間情報誌	市長のメッセージ	人権問題が他人事ではなく自分の問題でもあることを理解できるようになる
加害者	事実	随時	動画、映像	—	自分の行為が他人を傷つけていることを理解し、自分の意識・考え方・主張の妥当性を検証するきっかけとする ヘイトスピーチを助長しない。周りの人にも偽の情報に惑わされないように助言する
居住歴浅い 被害者	救済制度	通年	かわさき生活ガイド	著名人のメッセージ	市の人権施策を正しく知るようになる
居住歴浅い	人権課題別（拉致被害者）	強化月間	平和館	講演、映画等の複合的な活用	日常の平和、川崎市の平和を考える場所で、情報が詰まっていることを知る
転入者	救済制度をはじめとする市の人権施策一覧	転入届手続時	区役所	手渡しで	市の人権施策を正しく知るようになる 近所との付き合いをする
市内事業者	—	—	ハンドブック	人権が企業利益不利益に繋がる	事業者に、人権の尊重・保護はビジネスの観点からも合理的であることを認識してもらい、実践するきっかけにする
広く市民に	事実又は市の立場を	世論が関心を持つ事象（事件事故等）の発生時	記者会見 ホームページ	市長のメッセージ	正確な事実又は市の立場を知るようになる ヘイトスピーチのネット上の削除の難しさの現状を知る
子どもがいる家庭	—	—	—	小中学校の親子プログラム	子どもが他者に対して思いやりを持ちまた広い視野を持てるようにする

答申（参考資料）

4 川市人第 2 7 1 号
令和 4 年 9 月 5 日

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会会長 様

川崎市長 福 田 紀 彦

第 2 期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への諮問について

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第 3 5 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次の事項について諮問します。

1 諮問事項

効果的な人権啓発手法について

2 諮問の理由

本市では、令和元年 1 2 月に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定し、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しています。

また、令和 4 年 3 月に「川崎市人権施策推進基本計画・第 1 期実施計画『人権かわさき イニシアチブ』」を策定し、行政だけでなく市民及び事業者が、人権の問題について積極的に関わり、人権に関する意識をお互いに高め合うことで、人権が尊重される社会につなげていくことを、基本目標の一つとして掲げています。

一方で、令和 2 年度の「人権に関する市民意識調査」では、「基本的人権は侵すことができない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか」の問いに対して「知っている」が 8 8 . 0 % となったものの、「川崎市では、一人ひとりの人権が尊重されていると感じますか」の問いに対して「どちらともいえない」が 3 7 . 6 % と最も多く、次いで「そう思う」が 2 8 . 8 %、「わからない」が 2 2 . 3 % となるなど、「人権の尊重」という問いに対して、市民が実感を持って答えることが難しい状況が見られます。

このような状況を踏まえつつ、人権尊重のまちづくりを推進していくためには、人権課題に対する正しい知識などの普及活動に努め、また、市民や事業者が人権の意義や価値についての理解を深めるための学習・研修の場を提供するとともに、市民や事業者の主体的な普及活動を支援する必要があることから、効果的な人権啓発手法についてとりまとめていただくため諮問するものです。

3 答申期限

令和 6 年 8 月

4 その他

今後の本市における人権施策の状況等により、優先的に調査審議を依頼する事項が生じた場合には、別途、諮問することがあります。

第 2 期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 審議経過**【第 1 回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】**

開催日時 令和 4 年 9 月 5 日（月） 午後 2 時 3 0 分～午後 4 時 3 0 分

○正副会長の選出

○審議事項

（1）諮問

効果的な人権啓発手法について

（2）年間スケジュール等について

○報告事項

（1）第 1 期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の取組について

（2）川崎市人権施策推進基本計画・第 1 期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」について

○その他

【第 2 回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和 4 年 1 1 月 7 日（月） 午後 2 時 3 0 分～午後 4 時 3 0 分

○審議事項

（1）川崎市の広報媒体について

（2）川崎市の広報番組について

（3）市内企業の広報事例について

（4）人権・男女共同参画室における啓発・広報の取組

（5）「人権に関する市民意識調査」他都市比較について

○報告事項

（1）川崎市差別防止対策等審査会について

○その他

【第 3 回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和 5 年 2 月 3 日（金） 午後 2 時 3 0 分～午後 4 時 3 0 分

○審議事項

（1）第 2 回協議会の振り返りについて

（2）今後の議論の方向性について

○報告事項

- (1) 川崎市差別防止対策等審査会の審議状況について
- その他

【第4回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和5年3月29日(水) 午後2時30分～午後4時30分

○審議事項

- (1) 第3回協議会(2月3日実施)会議録より
- (2) 意見書について

○報告事項

- (1) 「川崎市人権オンブズパーソン20年のあゆみ」について
- (2) 川崎市差別防止対策等審査会の審議状況について
- (3) 新たな広報・広聴手法に関する実証実験について
- (4) 性別で決めつけをしていませんか?

○その他

【第5回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和5年6月5日(月) 午後2時30分～午後4時30分

○審議事項

- (1) 第4回協議会(3月29日実施)会議録より
- (2) 答申に向けた検討方法

○報告事項

- (1) 新たな広報・広聴手法に関する実証実験回答結果

○その他

【第6回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和5年8月16日(水) 午後2時30分～午後4時30分

○審議事項

- (1) 第5回協議会(6月5日実施)会議録より
- (2) 第5回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会「意見書」より
- (3) 答申に向けた検討 各「要素」ごとの具体例
- (4) 答申に向けた検討 各「要素」ごとの具体例の組合せ
- (5) 答申の項目イメージ

(6) 今後の協議会スケジュール (案)

○報告事項

(1) 川崎市差別防止対策等審査会の審議状況について

○その他

【第7回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和5年10月23日(月) 午後2時30分～午後4時30分

○審議事項

(1) 第6回協議会(8月16日実施)会議録より

(2) 第6回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会「意見書」より

(3) 答申に向けた検討 各「要素」ごとの具体例

(4) 答申に向けた検討 各「要素」ごとの具体例の組合せ

(5) 人権啓発における「効果的な」とは

(6) 今後の協議会スケジュール (案)

○報告事項

(1) 川崎市人権施策推進基本計画(第1期実施計画)の令和4年度の実施結果について

(2) 川崎市差別防止対策等審査会の審議状況について

○その他

【第8回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和6年1月22日(月) 午後2時30分～午後4時30分

○審議事項

(1) 講師資料

(2) 答申骨格部分(案)

(3) 答申に向けた検討

(4) 人権啓発における「効果的な」とは

(5) 川崎市人権施策推進基本計画(第1期実施計画)の令和4年度の実施結果について

(6) 今後の協議会スケジュール (案)

○報告事項

(1) 川崎市差別防止対策等審査会の審議状況について

○その他

【第9回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和6年3月25日(月) 午後2時30分～午後4時30分

○審議事項

- (1) 第8回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会「意見書」より
- (2) 答申(案)
- (3) 答申に向けた検討
- (4) 今後の協議会スケジュール(案)

○報告事項

- (1) 川崎市差別防止対策等審査会の審議状況について

○その他

【第10回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和6年6月24日(月) 午後1時00分～午後2時40分

○審議事項

- (1) 答申(案)
- (2) 答申概要(案)

○報告事項

- (1) 川崎市差別防止対策等審査会の審議状況について

○その他

【答申】

開催日時 令和6年8月21日(水) 午前10時00分～午前10時15分

- 「効果的な人権啓発手法について」(答申)

第 2 期 川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会委員名簿

令和 6（2024）年 8 月現在
（敬称略、五十音順）

氏 名	職業 ・ 役職等	備考
いしむら たくや 石村 卓也	川崎市教職員組合 執行委員長	
いしわた かずみ 石渡 和実	東洋英和女学院大学 名誉教授	◎会長
えのき とおる 榎 透	専修大学法学部 教授	○副会長
おおすき すみこ 大漣 純子	公益財団法人川崎市身体障害者協会 評議員	
おおはし ひろこ 大橋 弘子	川崎市地域女性連絡協議会 理事	
きざわ しずお 木澤 静雄	川崎市民生委員児童委員協議会 常任理事	令和 5（2023）年 4 月から
さいしょ よしかず 最所 義一	弁護士	
くくつ ひろとし 久々津 裕敏	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 事務局長	令和 6（2024）年 4 月から
ひらい しょうこ 平井 賞子	川崎人権擁護委員協議会 会長	令和 6（2024）年 4 月から
ほりい めぐみ 堀井 めぐみ	市民委員	

任期：令和 4（2022）年 9 月 1 日～令和 6（2024）年 8 月 31 日

* 第 2 期 川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会に在任した委員

氏 名	職業 ・ 役職等	備考
かとう だいき 加藤 大貴	市民委員	令和 6（2024）年 2 月まで
たかだ ともゆき 高田 智幸	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 事務局長	令和 6（2024）年 3 月まで
たに すみこ 峪 スミ子	川崎人権擁護委員協議会 委員	令和 6（2024）年 3 月まで
なかの ゆうじ 中野 裕二	駒澤大学法学部 教授	令和 6（2024）年 3 月まで
ほしかわ みよこ 星川 美代子	川崎市民生委員児童委員協議会 副会長	令和 5（2023）年 3 月まで

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

令和元年12月16日
川崎市条例第35号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進（第3条～第10条）

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進
（第11条～第20条）

第4章 雑則（第21条・第22条）

第5章 罰則（第23条・第24条）

附則

川崎市は、日本国憲法及び日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきた。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。

ここに、川崎市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、市の実施する不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第5条 何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

（人権施策推進基本計画）

第6条 市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権に関する施策の基本理念及び基本目標
- (2) 人権に関する基本的施策
- (3) その他人権に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（人権教育及び人権啓発）

第7条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

（人権侵害による被害に係る支援）

第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第9条 市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(人権尊重のまちづくり推進協議会)

第10条 第6条第3項に定めるもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び市民のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(この章の趣旨)

第11条 市は、法第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものとする。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機(携帯用のものを含む。)を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

(1) 本邦外出身者(法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。)をその居住する

地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの

(2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの

(3) 本邦外出身者を人以外のものにとえるなど、著しく侮辱するもの
(勧告)

第13条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「同一理由差別的言動」という。）を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(公表)

第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名

(2) 命令の内容

(3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項に規定する川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴いて、第1項の規定に

よる公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公の施設の利用許可等の基準)

第16条 市長は、公の施設（市が設置するものに限る。以下同じ。）において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動（他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。）のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動

(2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

(差別防止対策等審査会)

第18条 第13条第2項本文、第14条第2項本文、第15条第2項及び前条第4項に定めるもののほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市差別防止対策等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

4 第10条第4項から第10項までの規定は、審査会について準用する。

（審査会の調査審議手続）

第19条 審査会は、市長又は第17条第4項の規定により調査審議の対象となっているインターネット表現活動に係る同条第3項の規定による申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、第13条第2項本文、第14条第2項本文若しくは第15条第2項の規定により調査審議の対象となっている者又は前項のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査を行わせることができる。

（表現の自由等への配慮）

第20条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第4章 雑則

（報告及び質問）

第21条 市長は、第13条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、第12条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行わせたと認められる者又は第13条第1項の規定による勧告若しくは第14条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第23条 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

第24条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第3項、第10条、第11条及び第16条から第20条までの規定 令和2年4月1日

(2) 第12条から第15条まで、第21条及び第5章の規定 令和2年7月1日
（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

「効果的な人権啓発手法について」

— 答 申 —

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会

令和6（2024）年8月

（事務局）川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室

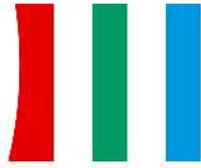
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階

電 話（044）200-2315

FAX（044）200-3914

Eメール 25zinken@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市